

寿海荘 施設利用料金表

要介護度	単位	年金収入等	介護費用 (※注1)	食費	居住費	合計 (※注2)
要介護1	573	第1段階（生活保護）	21,878	9,000	0	30,878
		第2段階（80万以下）	21,878	11,700	11,100	44,678
		第3段階①（80万円越120万円以下）	21,878	19,500	11,100	52,478
		第3段階②（120万円越非課税）	21,878	40,800	11,100	73,778
		第4段階（課税世帯）	21,878	43,350	25,650	90,878
		第4段階（2割負担）	43,756	43,350	25,650	112,756
		第4段階（3割負担）	65,634	43,350	25,650	134,634
要介護2	641	第1段階（生活保護）	24,143	9,000	0	33,143
		第2段階（80万以下）	24,143	11,700	11,100	46,943
		第3段階①（80万円越120万円以下）	24,143	19,500	11,100	54,743
		第3段階②（120万円越非課税）	24,143	40,800	11,100	76,043
		第4段階（課税世帯）	24,143	43,350	25,650	93,143
		第4段階（2割負担）	48,285	43,350	25,650	117,285
		第4段階（3割負担）	72,428	43,350	25,650	141,428
要介護3	712	第1段階（生活保護）	26,507	9,000	0	35,507
		第2段階（80万以下）	26,507	11,700	11,100	49,307
		第3段階①（80万円越120万円以下）	26,507	19,500	11,100	57,107
		第3段階②（120万円越非課税）	26,507	40,800	11,100	78,407
		第4段階（課税世帯）	26,507	43,350	25,650	95,507
		第4段階（2割負担）	53,014	43,350	25,650	122,014
		第4段階（3割負担）	79,520	43,350	25,650	148,520
要介護4	780	第1段階（生活保護）	28,771	9,000	0	37,771
		第2段階（80万以下）	28,771	11,700	11,100	51,571
		第3段階①（80万円越120万円以下）	28,771	19,500	11,100	59,371
		第3段階②（120万円越非課税）	28,771	40,800	11,100	80,671
		第4段階（課税世帯）	28,771	43,350	25,650	97,771
		第4段階（2割負担）	57,542	43,350	25,650	126,542
		第4段階（3割負担）	86,314	43,350	25,650	155,314
要介護5	847	第1段階（生活保護）	31,002	9,000	0	40,002
		第2段階（80万以下）	31,002	11,700	11,100	53,802
		第3段階①（80万円越120万円以下）	31,002	19,500	11,100	61,602
		第3段階②（120万円越非課税）	31,002	40,800	11,100	82,902
		第4段階（課税世帯）	31,002	43,350	25,650	100,002
		第4段階（2割負担）	62,005	43,350	25,650	131,005
		第4段階（3割負担）	93,007	43,350	25,650	162,007

(※注1) 別途、処遇改善加算 8.3%と 特定処遇改善加算 2.7%が含まれています。

令和3年4月～9月まで基本報酬に0.1%上乘せされます（新型コロナの特例的な評価）

(※注2) 別途、事務管理料 2,000円がかかります。

(参考) 利用者負担段階について

第1段階	・生活保護を受給されている方
第2段階 (※注3)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間80万円以下の方
第3段階① (※注4)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間80万円超え120万円以下の方
第3段階② (※注5)	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と年金収入額（非課税年金も含む）の合計が年間120万円超えの方
第4段階	・1割：一般世帯（年金等の収入が現役並み所得者で市区町村民税課税世帯の方） ・2割：1割負担者のうち特に所得の高い層の方（H27.8月から設定） ・3割：2割負担者のうち特に所得の高い層の方（H30.8月から設定）

(※注3) 預貯金、有価証券等の金額の合計が650万（夫婦は1650万円）未満の方が対象となります

(※注4) 預貯金、有価証券等の金額の合計が550万（夫婦は1550万円）未満の方が対象となります

(※注5) 預貯金、有価証券等の金額の合計が500万（夫婦は1500万円）未満の方が対象となります